

赤潮調査定点



沖合調査点は補助事業等で定期的に調査をする調査点

臨時調査点は赤潮警報または注意報が発令されたときに臨時に調査する調査点

漁場調査点は漁業者または漁協の職員が調査する調査点

[赤潮研のトップに戻る](#)